

令和元年度 第3回 常設審議委員会 次第

【メモ】

日時 令和 元年 6月21日（金）13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名者指名

4 質問・意見聴取

1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 令和元年度における農業次世代人材投資事業（準備型）の取扱いについて

2) 農業分野における新たな外国人材の受入れについて

3) 北海道選出国会議員要請集会等の開催結果について

6 協 議

1) 令和2年度北海道選出国会議員要請集会の開催日程（案）について

2) 令和2年度農業関係税制改正に関する要望について

3) その他

7 閉 会

次回 令和元年度第4回常設審議委員会は、令和元年7月25日（木曜日）

開会時間は、13：30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

農業人材力強化総合支援事業

【平成31年度予算概算決定額 21,003 (23,265) 百万円】

<対策のポイント>

農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業において支援する新規就農者の年齢を原則45歳未満から50歳未満まで引き上げます。

農業次世代人材投資事業において、**親元就農における農地の所有権移転義務を撤廃し、利用権設定で可**とします。

<政策目標>

新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 農業次世代人材投資事業 15,470 (17,534) 百万円

- 次世代を担う農業者となることを志向する**50歳未満の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時を支援する資金を交付**します。
- 農地については、親族からの貸借が主である場合、**所有権移転ではなく、利用権設定でも可**とします。

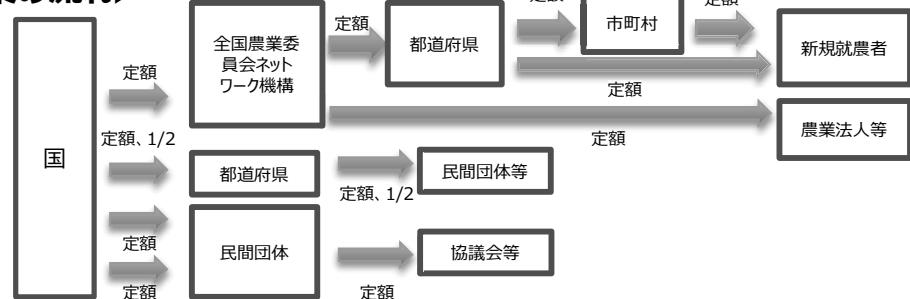
2. 農の雇用事業 4,958 (5,058) 百万円

- 農業法人が**50歳未満の新規就業者**に対して**実施する実践研修**及び新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援します。
- 農業法人による従業員等の派遣研修を支援します。

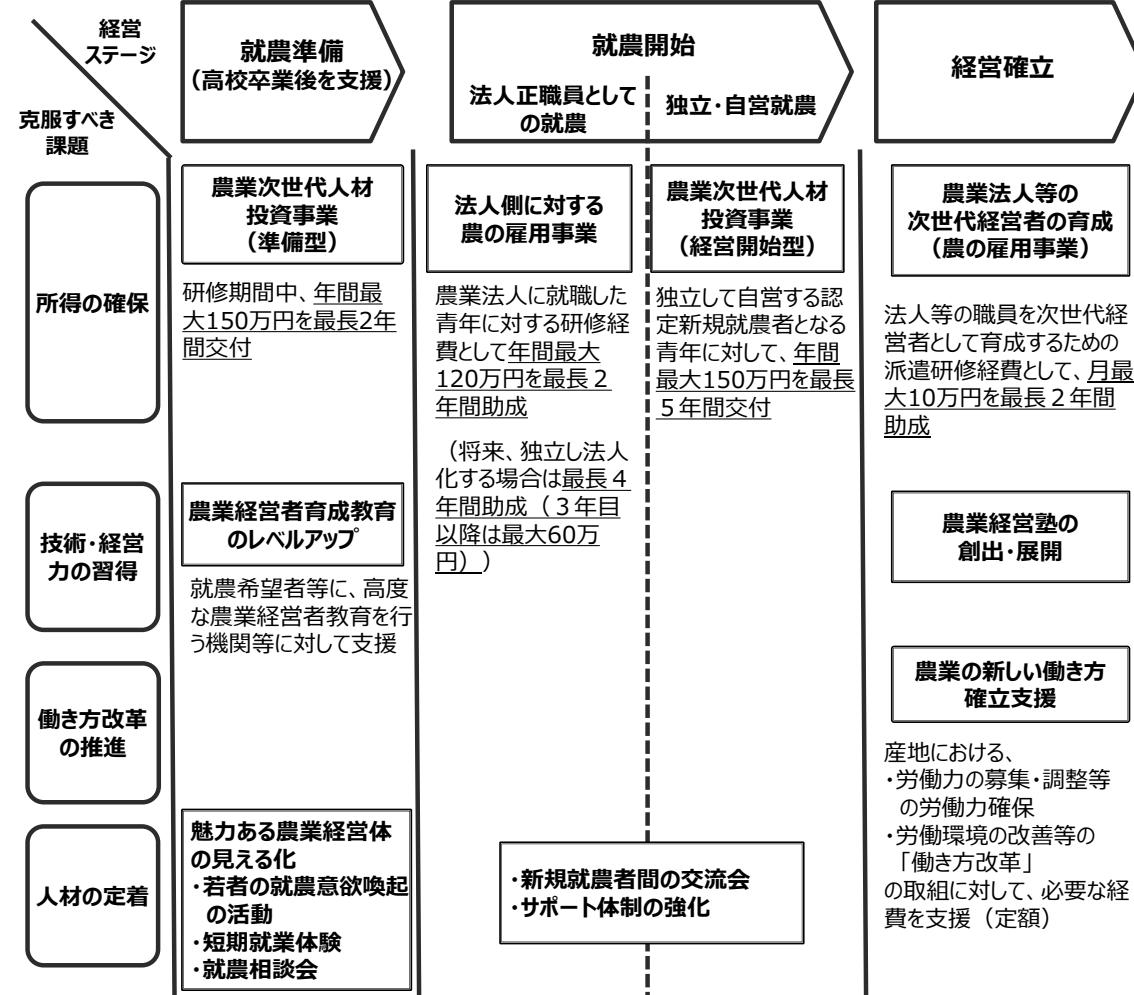
3. 農業経営確立支援事業 575 (673) 百万円

- 就農相談会や短期就業体験の実施、農業経営塾等の開講等による優れた経営感覚を備えた農業者の育成を図るための取組を支援します。
- 地域の農業関係者が、**他産業や他地域等と連携して行う人材確保の取組**や、「**働き方改革**」を促進するために行うセミナー等に要する費用を支援します。

<事業の流れ>

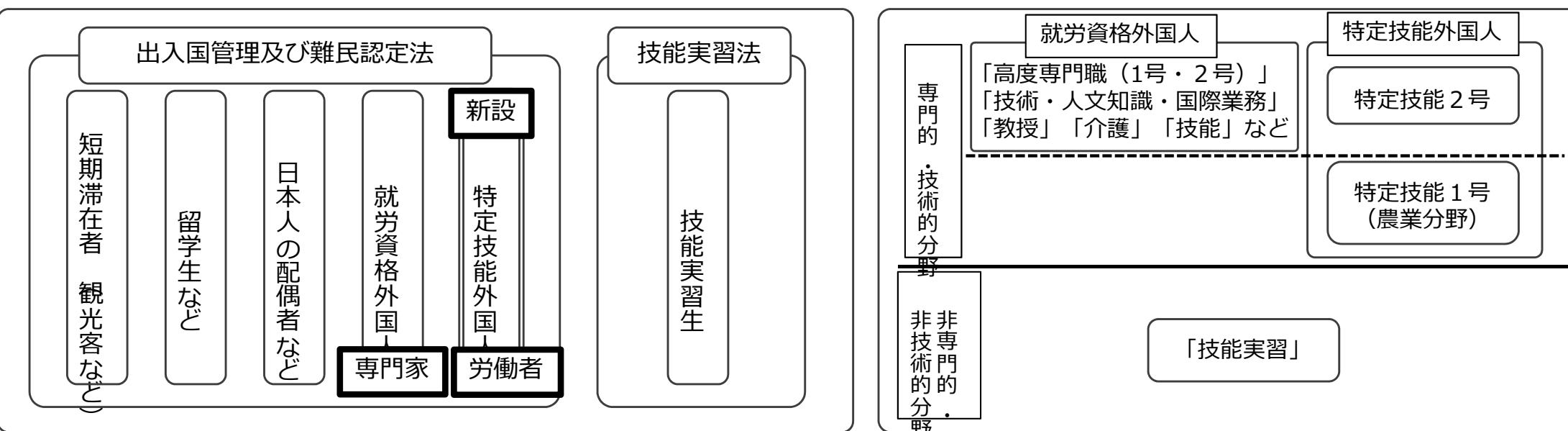


<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

農業分野における新たな外国人材の受け入れについて



【特定技能 1 号のポイント】 (農業分野)

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人の在留資格

- 在留期間 : 1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新、通算で上限5年まで (※ 1分野の上限ではない。)
- 技能水準 : 試験等で確認 (※ 技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除)
- 日本語能力水準 : 生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除)
日本語能力試験 N4 以上 (N1 ~ N5、N1が難易度が高い。N4 : 基本的な日本語を理解することができるレベル)
- 家族の帯同 : 認められない。 (それが特定技能 1 号の在留資格で来日することは可能)
- 受入機関又は登録支援機関による支援の対象になる (受入機関 = 農業者など 登録支援機関 = 受入機関・外国人の支援を行う者)

【特定技能 2 号のポイント】

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人の在留資格

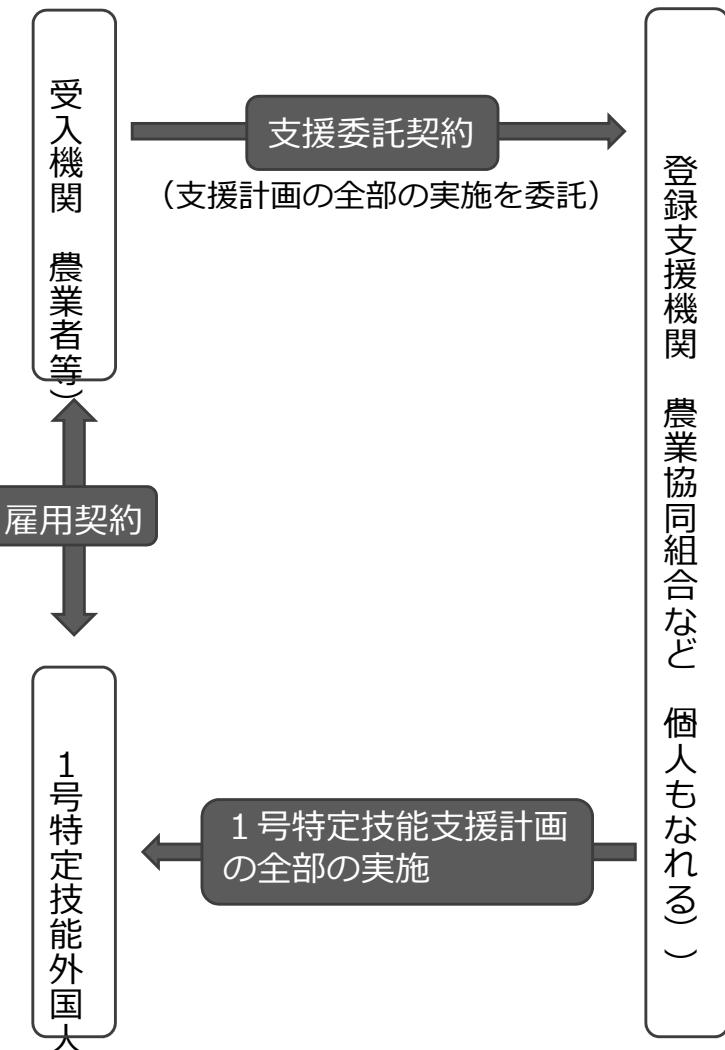
- 在留期間 : 3年、1年又は6ヶ月ごとの更新
- 技能水準 : 試験等で確認
- 日本語能力水準 : 試験等での確認は不要
- 家族の帯同 : 要件を満たせば可能 (配偶者・子)
- 受入機関又は登録支援機関による支援の対象外

【登録支援機関】

- 受入れ機関（農業者等）との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 出入国在留管理庁の登録を受ける必要がある。
- 登録支援機関登録簿に登録され、出入国管理庁HPに掲載される。
- 登録期間は5年。更新が必要。
- 出入国管理庁に対し、定期又は隨時各種届出を行う必要がある。
 - ※ 技能実習の監理団体も「登録支援機関」になることが可能。
 - ※ 個人や農業協同組合など幅広く支援団体になることが可能。

【受入機関】

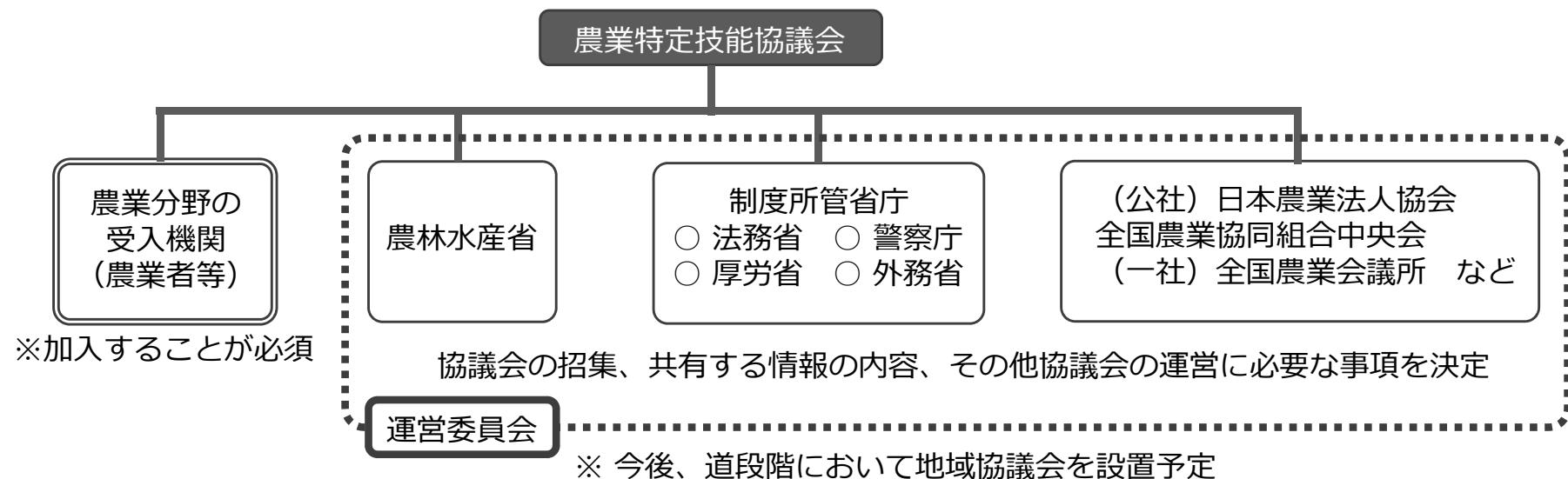
- 1 外国人を受け入れるための基準
 - ① 外国人と締結する雇用契約が適切であること（例：報酬額が日本人と同等以上）
 - ② 機関自体が適切であること。（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない。）
 - ③ 外国人を支援する体制がある（例：外国人が理解できる言語で支援できる。）
 - ※ 帰国の際の費用負担（帰りの旅費がないなどの場合）
 - ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む。）
 - 2 義務
 - ① 外国人を締結した雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う。）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
 - ※ 支援については、登録支援機関に委託することも可能、全部委託するした場合
- 1 ③の基準を満たしたことになる。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出
 - ※①～③を怠ると外国人を雇用できなくなる…ほか



【農業分野における外国人材の受け入れの概要】

受入見込み数	36,500人
人材の基準	<p>【技能試験】※技能実習2号修了者は試験免除 農業技能測定試験 　① 耕種農業全般 　② 畜産農業全般 ※合格した試験の分野内においては転職は自由 　(耕種  畜産 自由に行き来できない。①②の両方で合格している場合は可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施主体：（一社）全国農業会議所 ○ 2019年秋以降に実施 （中国・ベトナム・フィリピン・インドネシア・カンボジア・タイ・ミャンマーを予定） <p>【日本語能力試験】※技能実習2号修了者は試験免除 国際交流基金日本語基礎テスト等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施主体：（独）国際交流基金 ○ 2019年4月13・14日（フィリピン） 2019年6月（フィリピン・ベトナムで実施予定）
受入の停止・再開	農林水産大臣は、受入見込み数を超えそうな場合は、法務大臣に受入停止を求める。 受入停止後、再び必要性が生じた場合は、法務大臣に受入再開を求める。
業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 耕種農業全般：栽培管理（必須）・集出荷・選別等（※栽培管理の業務が含まれていること） ② 畜産農業全般：飼養管理（必須）・集出荷・選別等（※飼養管理の業務が含まれていること） <p>日本人が通常従事している関連業務（加工・運搬・加工・冬場の除雪作業など）に付随的に従事することも可能</p>
受入機関等の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 「農業特定技能協議会」に参加し、必要な協力をを行うこと。 ※3ヶ月に一度、情報提供 ② 過去5年以内に労働者（技能実習生を含む。）を少なくとも6ヶ月以上継続して雇用した経験があること（ほか）
雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> ① 直接雇用 ② 労働者派遣（派遣事業者は、農協、農協出資法人等を想定。）

農業特定技能協議会（農業分野の受入機関（農業者等）は加入必須）



【活動内容】

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 受入に係る人権上の問題等への対応
- 特定技能所属機関（受入機関）等に対する法令遵守の啓発
- 特定技能所属機関（受入機関）の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整
- 特定技能所属機関（受入機関）に対する協議会の会員であることの証明
- 受入の円滑化と適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

※ 技能実習では、農業分野における不正行為が多いと指摘されている。

地方出入国在留管理局への申請

- 初めて1号特定技能外国人を受け入れる農業者等は、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請（又は在留資格変更許可申請）の際、「1号特定技能外国人を受け入れた日から4ヶ月以内に協議会の構成員となる」旨の「誓約書」（※）を提出。
※ 「誓約書」の様式は、法務省HPからダウンロード
- 受入機関は、農業特定技能協議会への入会手続を、**当該外国人を受け入れた日から、4ヶ月以内に実施**
※ 4ヶ月以内に入会しない場合は、在留期間の更新ができなくなる。



STEP01

- 入会申請フォームへの入力（※）
農林水産省HPの協議会入会申請フォームに、必要事項（氏名・名称、住所等）を入力・申請

※ 入会申請フォームは、準備が完了し次第、農林水産省HPにて案内予定
(電子申請以外の手法は現在のところ検討されていない。できない場合は、登録支援機関に支援してもらう。)



STEP02

- 申請内容の確認
農林水産省において申請内容を確認するとともに、必要に応じ、入力者宛に連絡（電話又は電子メール）

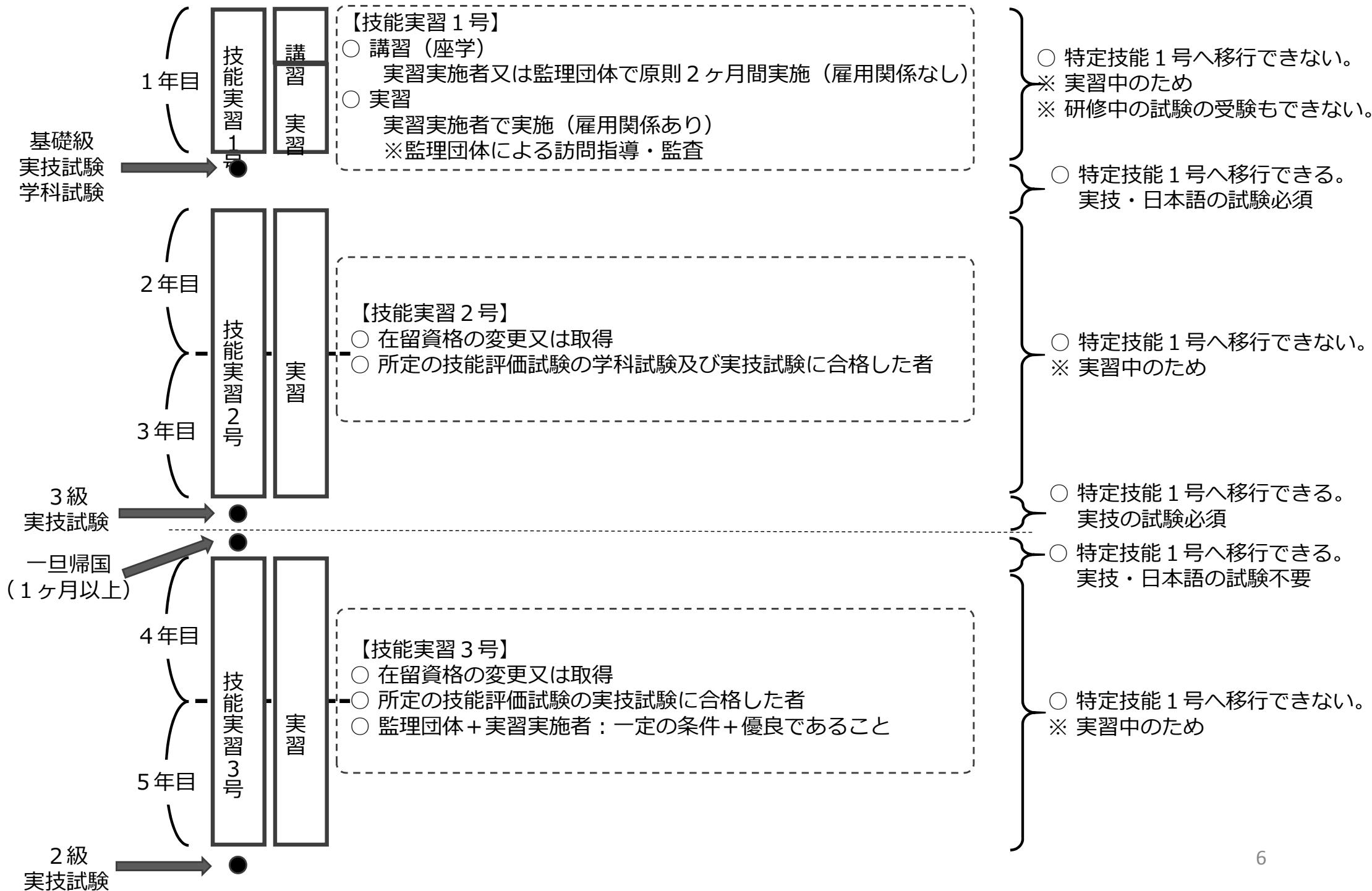


STEP03

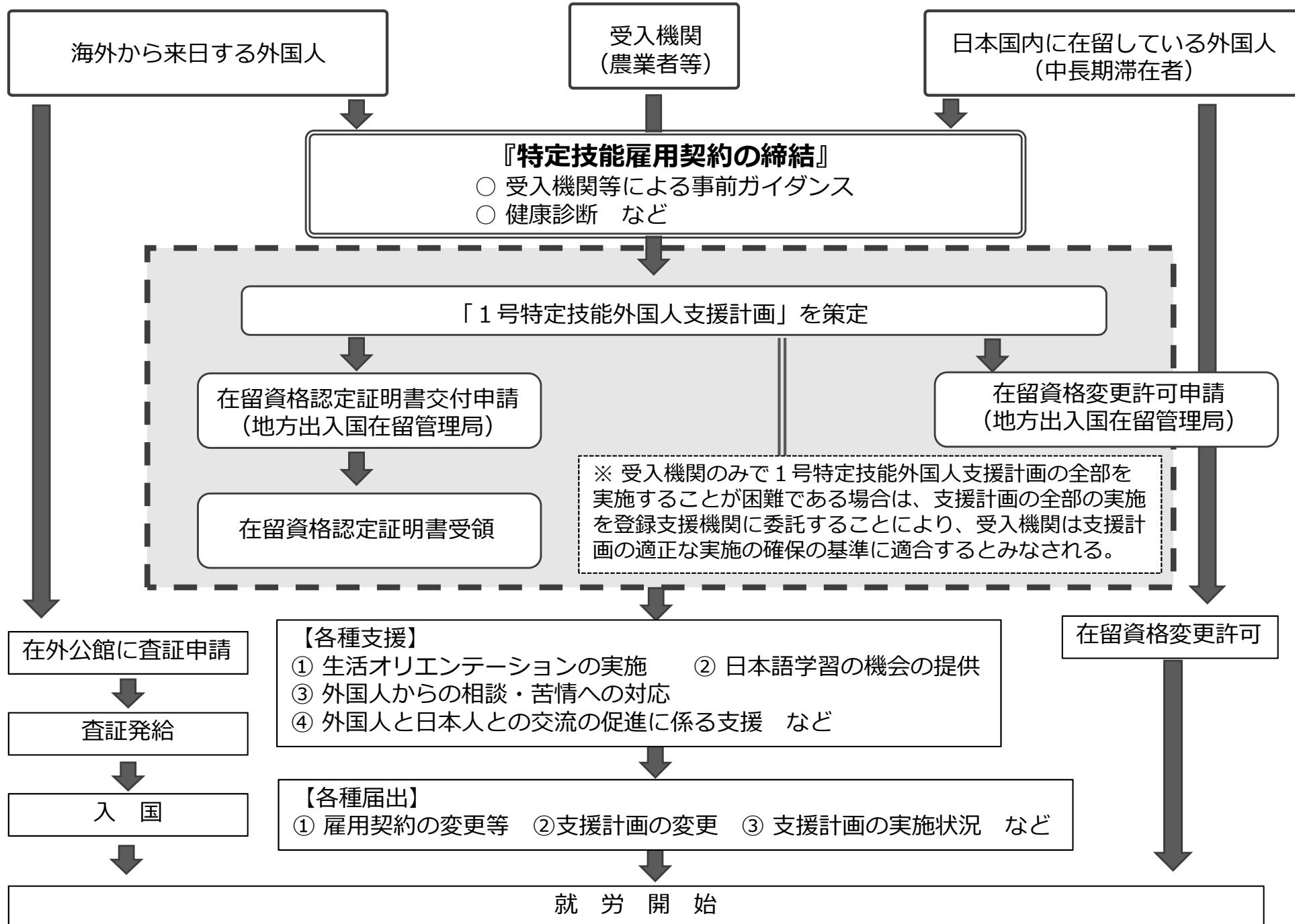
- 協議会への入会完了
申請者宛に「加入通知書」を電子メールで送付

※ 以後、新たに1号技能外国人を受け入れる場合は、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請等の際に「加入通知書」添付

技能実習から特定技能 1 号への移行



1号特定技能外国人の受入手続きの概要



北海道選出国会議員要請集会等の結果報告について

令和 元年 6月21日
第3回常設審議委員会

1. 北海道選出国会議員要請集会の開催結果

与党向け要請集会出席者【09：00～10：15】

国会議員出席	所 属	氏 名	
	公明党	衆議院議員 稲 津 久	
	自由民主党	参議院議員 長谷川 岳	
	自由民主党	衆議院議員 伊 東 良 孝	
	自由民主党	衆議院議員 中 村 裕 之	
	自由民主党	衆議院議員 武 部 新	
	自由民主党	衆議院議員 和 田 義 明	
	公明党	参議院議員 横 山 信 一	
	自由民主党	衆議院議員 堀 井 学	
	自由民主党	衆議院議員 鈴 木 貴 子	
秘書出席	所 属	国会議員	秘書氏名
	自由民主党	参議院議員 橋 本 聖 子	藤 原 清 美
	自由民主党	衆議院議員 船 橋 利 実	三 浦 祐 子
	無所属	参議院議員 伊 達 忠 一	荒 木 真 一
	自由民主党	衆議院議員 吉 川 貴 盛	前 島 英 希
	自由民主党	衆議院議員 渡 邊 孝 一	原 雅 子
	公明党	衆議院議員 佐 藤 英 道	服 部 正 利
国会議員出席 9名 秘書出席 6名 欠席 0名			

※ 会場受付順で表示

野党向け要請集会出席者【10：20～11：35】

国会議員出席	所 属	氏 名	
	国民民主党	参議院議員	徳永エリ
	立憲民主党	衆議院議員	石川香織
	立憲民主党	衆議院議員	神谷裕
	無所属	参議院議員	小川勝也
	日本共産党	参議院議員	紙智子
	立憲民主党	衆議院議員	佐々木隆博
	立憲民主党	衆議院議員	逢坂誠二
	立憲民主党	衆議院議員	本多平直
	国民民主党	衆議院議員	山岡達丸
秘書出席	所 属	国会議員	秘書氏名
	立憲民主党	衆議院議員	荒井聰 柳生知則
	立憲民主党	衆議院議員	池田真紀 植木孝
	立憲民主党	参議院議員	鉢呂吉雄 亀井政貴
	立憲民主党	衆議院議員	道下大樹 佐藤陽子
国会議員出席		9名	秘書出席 4名 欠席 1名
合計：国会議員出席		18名	秘書出席 10名 欠席 1名

※ 会場受付順で表示

2. 北海道選出国会議員要請集会出席議員発言内容

—与党—

(1) 衆議院 公明党 稲津久

- これから今日の要請が始まるが、暑い東京の気温、体調には気を付けて臨んでほしい。
- まず、こうして大変な中、要請に来られた皆様に心から感謝、御礼申し上げる。
- 日頃から、必要な要請も逐一いただいているが、ご協力・支援を賜りたい。
- 只今、いただいた要請に基づいて、与党の公明党としても、この要請を実現できるよう、全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げる。
- そのうえで、今、米トランプ大統領が来られて、これから日米首脳会談、貿易交渉等についても話し合いがされると思う。
- 報道によれば、参議院選挙が終わるまでは難しい話をしないと発言を聞いているが、私どもはいずれにしても、このことは昨年の9月に日米の首脳協議の中で決められたことがお互いの国の事情があるわけなので、そこを尊重して議論をしていく、という結論があった。
- したがって、過去の貿易交渉で成立した、例えば、TPP11・日EU EPAなどでの市場アクセスが最大値だということも政府も繰り返し発言をしているが、それが我が国の立場であることから、これをしっかりと維持していただきたい。
- 政府に対して、与党としてこれも守っていただくように今後の交渉は全力で臨んでいただく、その後押しをしていく。
- とりわけ、予算関連はしっかりと確保していく。
- これから概算要求が始まってくるが、与党として責任を持って取り組んでいくとともに、NN整備事業費は年々回復しているが、早く、本予算で全部確保できるよう取り組んでいきたい。
- 機構法に関する国会審議でも出たが、農業委員会の事務局体制について、仕事量が多いにかかわらず、年々人数が減ってきており、厳しいところがあるので、事務局体制の強化に対する支援も政府に求めてきた。引き続き対応してまいりたい。
- 先般、農協改革のことに対して、公明党として部会での決議をした。
- 特に准組合員の在り方について、あくまでもJAの自主性に委ねて尊重していく、そういうことを決議したので、与党として責任ある対応・結果を出していきたい。

(2) 参議院 公明党 横山信一

- トランプ大統領が来られ、Twitter で不穏な発言もされ、真意や内容は私たちもわからないところだが、事実として日米の貿易交渉は、パッケージ合意をするという合意事項があり、農産品だけを優先して進めていくということではない、ということが日米の交渉の中で取り決められている。
- 農産品で伸展があったようなツイートがされたようだが、我が国の立場としては、あくまでもパッケージで合意をしていく。TPP 1.1、日 EU EPA を基本とする姿勢は変わっていないので、政府与党として毎回確認しながら交渉の進展を注視していきたい。
- 農業委員会の皆様におかれては、農地利用の最適化ということで、今、食料・農業・農村基本計画の見直しが始まるが、密接に関連することは、例えば、水田利用の直接支払交付金の予算をしっかりと維持していくかということもポイントになろうかと思うが、私たちも発言してまいりたい。
- 担い手では、家族経営が今後注目されると思うが、法人を否定するわけではなく法人化できるところはどんどんしてほしいが、そのうえでどこの国であっても農業は家族経営が主力であり、わが国でもしっかりと成り立っていくように制度等の支援をしてまいりたい。
- 今、重点政策を取りまとめているので、皆さんからの意見を反映していきたい。

(3) 参議院 自由民主党 長谷川岳

- 全道的な気候の変動や雨量の変化によって、3年前は十勝で大きな被害を受け、昨年は旭川の川が氾濫し、農家の皆さんは大きなダメージを受けた。
- これからは、そういう気候変動を認識しながらどのように強靭化をしていくか、特に国が管理する国管理河川のみならず、道管理河川あるいは市町村管理河川をしっかりと防衛をしていかなければ一番影響を受けるのは農家の皆様であることから、これらの河川を国がどう関与していくかというスキームを自民党として公明党の与党の皆さんと議論をしていきたい。
- 今日は、吉川会長が自民党道連を代表してご挨拶をさせていただくところだが、農林水産大臣を兼ねており、「くれぐれも皆様に宜しくお伝え下さい。」ということ、並びに、アメリカの TAG の交渉についても、国を背負っているだけではなく、北海道を背負っているわけであり、しっかりと交渉していくことをお約束させていただく。
- いずれにしても、NN 予算を含めた農業関連予算は、しっかりと自民党道連あげて獲得していきたい。

(4) 衆議院　自由民主党　伊東良孝

- 先ほど、多田会長からご要望・要請いただいた事項については、長年の提案のものや最近出てきたものもある。
- しっかりと我々も受け止めて、改善・改革にあたってまいりたい。
- 特にこの中でも、農地中間管理事業が5年過ぎ、本州と北海道の違いが当初から言っていたものだが、リースいわゆる賃貸を中心とした本州方面に比べて、やはり北海道は譲渡・売買の話が主となるということもあり、それに対する対策が無いのではないか、ということは前々から言われていた。
- その都度、北海道選出の議員が農水省へ言っていたことでもある。
- 北海道の立場がおかしくならないように、最大限の努力をしてまいりたい。
- NN 整備事業や土地改良について、毎年、沢山の皆さんからのご要請をうけているところであるが、予算の獲得が何よりも大事であり、二階幹事長が土地改良連合会の会長に就任しているので、予算の復活にも相当な効果をあげてきていると思う。
- 特に草地改良は、この予算を使っていなければならぬし、かんがい排水事業も進めていくところはまだまだ沢山あるので、頑張ってまいりたい。
- TPP・日豪 EPA がスタートしており、中でも日豪 EPA では牛肉関税 38.5% が既に約 10% 近く下がっている。
- TPP からアメリカが離脱したため、アメリカの牛肉関税は 38.5% のままであり、オーストラリアと関税で 10% 近くの差が付いている。
- おそらくアメリカの農業者あるいは食肉業者にとっては、ここが最大の問題なのだろうとわかるわけだが、日本にしてみると、TPP を勝手に抜けたのはアメリカであり、そのアメリカがオーストラリアよりも関税を安くせよ、というのはこれは理不尽な話である。
- どんなに状況が変わろうとも、オーストラリアの関税を下回らないことが原則だらうと思う。
- 我々もそのラインをしっかりと守るべく、頑張ってまいりたい。
- 担い手対策でも税制面を含めて若い人たちが北海道で希望を持って取り組めるよう頑張りたい。

(5) 衆議院 自由民主党 中村裕之

- 鈴木直道知事が官邸に挨拶へ行った際、私どもも同席した。
- 冒頭、安倍総理から「農業や観光を中心として北海道がわが国で一番可能性がある地域なので、知事さん頑張って」とあり、そういう認識であることをお知らせしたい。
- 貿易交渉は色々と心配があろうところだが、国内産業を守る手段は関税だけではなく、補助や予算措置があり、自民党・公明党と北海道農業が持続可能な安心した経営ができる体制を持っていけるように最大の努力をしたい。
- 農地中間管理機構における賃貸や譲渡の問題や畜産クラスター等、様々な事業で共同でなければならないみたいな扱いについて、北海道農業の特殊性が制度に反映されていない面もあると思う、少しずつ精いっぱい努力してまいりたい。
- 確実に世界の人口は増えて、気温が上がっていく。北海道無くして日本人の食糧を保証することはできない。持続可能は豊かな北海道農業を築いていくことをお約束申し上げる。

(6) 衆議院 自由民主党 武部新

- 紹介にあったように、農林部会の会長代理と畑作・野菜・果樹の委員長をさせていただいているので、要請に応えてまいりたい。
- 中間管理機構や農協改革もそうだが、見直しの時期に来ている。中間管理機構も農業委員会の皆様方の力添えが無いとなかなか集約化に進まないと理解されてきている。色々な現場の声をきいていきたい。
- オホーツクで風害もあった。北海道は農業共済の加入率も良いが、農業委員会や農協の努力があってのもの。全国では加入率は低い。
- その中で、GPSの自動操舵では、敵が被害でやられた場合でもデータがあるのでう一回やり直せるなど、災害でも対応できるということを視察で知り、驚いた。
- これらを踏まえ、クラスター・パワーアップなど、うまく使えるよう予算確保していくたい。

(7) 衆議院 自由民主党 和田義明

- 北海道は食糧基地であり、日本の胃袋を支える大事な場所である。
- 今日いただいた要望は、自民党・公明党の皆さんと力を合わせて頑張ってまいりたい。
- 日本の外交は上手にあると思う。アメリカは TPP で外れたが、日本は TPP 1.1・日 EU EPA で手を結んでいる。
- この状況においては、アメリカに対して、ケツをまくれる、交渉のカードになっているということは紛れもない事実であり、安易な合意をしないよう、我々もモニターしていく。
- 日本と貿易は多岐にわたるものであるが、いろんな形での配慮・戦略を駆使することで、しっかりと日本の、北海道の農業を守れるよう、一丸となって全力で頑張りたい。
- 担い手不足の部分についても、家族経営であってもしっかりと稼げる、収益を上げていける体制を作ることが一番の担い手対策だと思うので、進めていく。
- 外国人材についても、改正された入管法が施行されるなど、一つ一つ農家の皆さんの必要なところ埋めていきたい。

(8) 衆議院 自由民主党 堀井学

- 多田会長からの要請をしっかりと実現できるように着実に取り組みたい。
- 胆振東部地震が発生したが、この復旧・復興を進めていく。
- 新しく作った取水機能が1カ月で壊れ、古い取水機能も甚大な被害があったわけだが、何とか田植えの時期までに間に合わせることができた。
- 伊達市や洞爺湖町などでも基盤整備事業に着手している。
- こうした NN 事業の予算確保に取り組んでまいりたい。
- 皆さんから賜った要請に対し、予算を確保し、政策が着実に推進されるように取り組みたい。

(9) 衆議院 自由民主党 鈴木貴子

- 牛にすれば致命的な気温と聞く。
- 一次産業は初期投資が多額となっている。
- 予算や基盤整備事業というかたちで、投資の促進というかたちで、後押しをしていきたい。
- 先日、牛の品評会へ行ってきたが、これも引いては担い手の取組。
- いただいた要望では、吉川大臣をはじめ、オール北海道で取り組んでいく。
- 高速ブロードバンドの普及については、今、GPS 自動走行や IoT・ICT など様々なところで言われているところだが、皆さんの地元でもまだ引かれていない地域もあり、整備していきたい。他省庁を巻き込んでいきたいが、まだまだ声が小さい。
- 青年部など、若い人たちから声をあげていってほしい、我々政治家をうまく使っていってほしい。

—野党—

(1) 衆議院 立憲民主党 佐々木隆博

- 要請の案件については、全て重要な案件であり、しっかりと取り組みたい。
- この5年間、2015年から始まった最初は農業委員会法、農地法、農協法の3法から始まり、次の年には農業8法、その次の年には農業9法、そして昨年は漁業法と森林経営管理法、そして今年は国有林と、この5年間で一次産業は官邸農政によって相当痛めつけられた。
- 多田会長からの挨拶にもあったが、農業と農村をどう維持発展させ、家族農業をどう守っていくか、という思いで今日まで取り組んできた。しっかりと農政を取り組みたい。
- 先日、GDPが発表され年率+2.1とのことだったが、実質的には6割を占める個人消費、3割が設備投資、1割がその他、いずれもマイナスとなっている。なぜか。公共事業のウエイトが大きかったため非常に不安定な経済状況である。
- 労働が非正規になり、設備投資がレンタル、ということに大きな原因があり、農地中間管理機構は農地をレンタル、と考えている点については、これが本当に正しいのか、ということを議論していかねばならない。

(2) 衆議院 立憲民主党 逢坂誠二

- 幸い、今、北海道から農水大臣が出ており、与野党の枠を超えて頑張ってもらいたい。北海道農業のために全力を尽くしてもらいたい。
- これから課題はやはり、EPA・TPP・FTAである。トランプ大統領が来ているが、安倍総理は自動車、トランプ大統領は農産物を売りたい、というのが大括りだと思うが、何としても北海道や日本中の一次産業に携わる人の思いがあることを受け止めなければならない。
- 今回の来日で厳しい交渉することは先送りになったようだが、選挙の後を用心しないといけない。
- 先送りはトランプ大統領にとっても来年の選挙で有利になる。選挙時に成果を絶頂にすればいい。
- 安倍さんへ目配せをし、選挙後にがっちりやろう、と厳しいことを言われたら押し切ることができるのか。アメリカは総力をあげてくる。
- トランプ大統領は日本へ来る前に、国内の補助金、保護政策を1兆円出すと決めてきた。
- NN事業は大事。この気候変動では、土地条件が良いところはやはり有利になる。町長時代、これでもか、というくらい基盤整備を引っ張ってきた。
- 地元のために予算を確保する。全力を尽くす。

(3) 参議院 日本共産党 紙智子

- 今日いただいた要請の1ページ目を読んだ。農地中間管理機構法の改正をめぐり議論をしてきたい。参議院で若い方を参考人として呼び、牛肉・オレンジの自由化によってすっかり離農が進んでしまって、荒廃した。そういった恐さがある。
- 耕作放棄地が増えた中、どうやって地域を再生するのか、そのためには人が必要である。
- 誰のための何のための集積・集約なのかが大事。人がいないとダメ。
- 与党の先生からも、その通りの指摘だと、お言葉をいただいた。
- 未来投資会議が出発になり、何も知らない人間の指摘で国有林や漁業の議論がスタートした。
- 与党の中でも、このままでいいのか、という声もあるが、結果、数の力で通っていく。
- 地域・地域に合ったやり方が大事だと痛感している。

(4) 参議院 国民民主党 徳永エリ

- 一次産業の政策が変わった。成長産業化、経済最優先の一次産業に変えようとしている。民間企業の参入をあらゆる場面で作ろうとしている。
- 稲作農家での直接払いの交付金が無くなり、小規模な農家ほど離農していることを聞いた。
- 私たちは既存の農家の営農を支えていなければならない。
- 農業委員会の皆さんに要請集会を開いていただき顔合わせする機会があるが、私たちが与党時代は与野党一緒に単協の組合長と集会を開き、意見交換をしていた。今は、過去、一回だけになり、意見交換する場が無くなった。今は来てほしいと言わなければ、きていただけない、そういった状況である。
- 農業・地域・食料安全保障を守るべく、ご要請の内容を理解させていただき、北海道農業・農村を守るべく、全力で取り組みたい。

(5) 衆議院 立憲民主党 石川香織

- この暑さで収量全体が減るのではと心配している。
- やれることはやって、足りないところは国がサポートしていくことは当然なので、役割を果たしてまいりたい。
- 人手不足は深刻な問題であり、畑作農家が1年通じて雇用するのか中々できない。道内外の農協間でアルバイトを斡旋しあい、一年通じて働いてもらう取組がある。日本全体どういうやり方ができるかを考えていきたい。

(6) 衆議院 立憲民主党 神谷裕

- 農業委員会の活動は、本当に大事な活動だと思っている。ようやく今年になって法改正で農業委員会の活動を少し元に戻せたかなとも思っているが、依然として十分とは思っていないので農地の番人としての役割、農地は公共財であるのでこれをどう守っていくのか、誰に耕してもらうのか、この命題をしっかりと考えなければならない、そういう時期に来ているのだろうと思う。
- TPP と同レベルと向こうが言っていたようである。早期に妥結すべしというメッセージなのではないか。これが参議院選挙後になったということは、TPP を超えるレベルのフェーズに変わったのではないか。その前でもしっかりと交渉しなければならない。
- 農業は国民の総意として大事だと思っていたいるはずである。
- だからこそ、その思いを背景にしっかりと交渉していただきたかったと思うし、そのチャンスが選挙後に流れてしまったことは残念に思う。
- できれば、農林水産委員会でしっかりと協議し、野党として求めていきたい。
- 今年一年、大事な年。皆で喜びたい。個別所得補償制度も戻していきたい。しっかりと所得を確保し、危機意識を持って、農業者を支える政策を作りたい。

(7) 参議院 無所属 小川勝也

- 昔、自民党の秘書をやっていた時代の自民党は、田舎を大事にする、農業を大事にする、商店街を大事にする、利益誘導を大事にし、田舎を潤わせようとしていた。
- 今日のテーマを大きく絞ると、国際交渉と官邸農政、この二つになるが、TPP よりももっとひどい状況になるのではないか。
- 日本は TPP に参加することになりそのうま味をカナダ・オーストラリアなどへ配ることになったが、アメリカだけは受け取ることはできない。
- アメリカの農業者が喜ぶことを頼むぞ、という風に、確認し、アメリカへ帰る。選挙後に明らかになるだろう。
- 空港・上下水道・農林水の第一次産業分野、これらの規制を壊し、利益を全部取る。第二次安倍政権では、農業委員会、農協、それらをどんどん壊し、中間管理で企業へやらせる仕組みをとった。
- 利益を求めるではなく、多面的に地域を守っていく。ただただ利益を得るのが官邸農政。
- ドローンや AI・ミルキーマシーン、全て設備投資が必要。設備投資できる大規模なところだけが残っていく。これではいつまで経っても競争主義の農業が変わらない。
- 規模拡大せずとも安心して営農できる北海道の未来を求めてきた。
- 24年の節目を以って出馬しないこととした。議員生活、皆様からの支援、ありがとうございました。

(8) 衆議院 立憲民主党 本田平直

- 農業が今の政治で弱くさせられている。
- 官邸農政、あのような政策が誰も良いとは思っていないはず。ただ、声が出せない。農業の「の」の字がわからない人に農業政策が決められている。
- トランプ大統領のTwitterでは、「農業で得るものは得た、あとは参議院選挙後」とあり、こんなことがあっていいのか。どんな約束をしたのか。明らかにすべく、委員会で訴えたい。
- 選挙後に発表する、そんなバカなやり方はない。
- こうした政治の流れに対し、しっかりと声をあげていきたい。

(9) 衆議院 国民民主 山岡達丸

- 胆振東部では大きな被害を受けた。9/6に地震が起きて、そこから補正予算が決まったのが11/6と二ヶ月掛かった。一日後には激甚指定をし、何とかしようと動いていた。官邸農政、北海道への対する向き合い方に憤りがあった。
- トランプ大統領が来ているが、私は甘くは無かったと思っている。参議院選挙後に決着をつける内容であったはずであり、本当は黙ってほしかったと思う。トランプ氏も国内に実績をアピールした。大きな約束がバラされたと思う。
- 安倍さんとトランプさんの話でこれから決まっていくのか、強い懸念がある。
- 今の政治は構造的に声を上げても反映されない。声を上げられない。バランスが崩れている。すべてがクローズである。国民がわかる議論を。体制を変えていく、属人ではダメ。
- 農業・農政では、トランプさんが安全保障のために自動車は守ると言った。安全保障で言えば、農業が最もその先頭に立たなければならなく、日本はなぜ言えないのか。
- 農政は今、目先の利益。それよりも、将来にわたって、農業者・技術・農地を次世代へ繋ぐ施策をしっかりと行うべく、そうしたことをポイントに置かないといけない。
- この中で、個別所得補償制度は、素晴らしい制度だと思っていた。主食にお金を付けていた。復活させたい。今は自民党に否定され、エサ米にお金を付けるようになった。農業者の所得は守られるのかもしれないが、人の口に入るものにこそお金をつけるべきである。
- 様々な思いを指導いただきながら、先の見える、また、未来ある安心した農業・政策を作っていきたい。

3. 全国農業委員会会長大会に伴う代表要請について

要請先	時 間	場 所	対 応
農林水産大臣	16:00~	農林水産省大臣室	多田会長 根室管内（9人） 胆振管内（4人） 渡邊・水尻調査役
立憲民主党 佐々木隆博 (北海道6区) 亀井亞紀子 (比例中国) 神谷裕 (比例北海道)	16:00~	衆議院第2議員会館	小林副会長 佐久間専務理事 日高（2人）
国民民主党 玉木雄一郎 (香川2区) 近藤和也 (比例北信越) 篠原孝 (長野1区) 田名部匡代 (参・青森) 舟山康江 (参・山形) 森ゆうこ (参・新潟) 徳永エリ（欠席） (参・北海道)	16:30~	衆議院第1議員会館	佐藤農政・業務担当部長
日本共産党 紙智子 (参・北海道)	16:00~	参議院議員会館	中谷副会長 十勝管内（2人） 乾事務局次長

※ 内容については別紙参照

令和2年度北海道選出国会議員要請集会の開催日程（案）について

第3回常設審議委員会
令和元年6月21日

(1) 全国農業委員会会長大会開催日程

令和2年 6月 2日（火） 13：00～15：00
文京シビックホール
東京都文京区春日1-16-21
電話 03-5803-1100

(2) 北海道選出国会議員要請集会開催日程（案）

令和2年 6月 3日（水）
星稜会館
東京都千代田区永田町2-16-2
電話 03-3581-5650

開催時刻の設定について

本年度の対応

与党向け要請集会 09：00～10：15
野党向け要請集会 10：20～11：35

来年度の対応について

	案1	案2
与党向け要請集会	09：15～10：30	09：00～10：15
野党向け要請集会	10：40～11：50	10：20～11：45

※ 星稜会館の開場時間は、原則として08：45分とされています。

令和2年度税制改正要望に関する各地方連等からの意見について

令和元年6月21日
第3回常設審議委員会

地方連	要望内容	考え方	
空知	譲渡所得税の特別控除額の引き上げ 800万円 ⇒ 1,600万円 1,500万円 ⇒ 3,000万円	×	2,000万円控除が創設されたが、まだ、施行されていなく、2,000万円控除の実績もない状況の中で、更なる控除額の引き上げ要求は難しい。 そのため、今後の動きの中での判断となり、当面は要望項目から除外する。
	農業経営基盤強化準備金制度の要件緩和	○ 反映する	農業経営基盤強化準備金制度については、期間が到来することから、期間の延長について要望する。 制度の要件緩和については、対象品目の拡大をメインに要望する。
空知(深川)	農用地利用集積計画・買入協議制度による所得税の特別控除額を5千万円へ引き上げること	×	2,000万円控除が創設されたが、まだ、施行されていなく、2,000万円控除の実績もない状況の中で、更なる控除額の引き上げ要求は難しい。 そのため、今後の動きの中での判断となり、当面は要望項目から除外する。
	免税軽油・準備金・登録免許税・不動産取得税の減税措置の恒久化	○ 要望する。	
	農業経営基盤強化準備金の積立期間を10年に延長	○ 要望する。	
	農業経営基盤強化準備金の中古機械等への対応	○ 要望する。	
	H27の相続税の基礎控除額の引き下げにより、農地を手放さなければ納税できなくなる者も出てきていることから、農地の分散防止のために対応を求める。	× 要望しない	実際の田の相続税評価額が13.8万円/10aであることから想定すると、水田の経営面積を20haとした場合の相続税評価額は、2,760万円と相続税の基礎控除額内で収まることとなる。 また、今年度から、事業用資産の贈与税の納税猶予制度が創設されていることから、農業用資産の相続税は、計画的に対応することができれば、ほぼ無税となる。 農地を手放す理由と農業用資産の相続税の関連について十分な説明がつかない状況では要望に入れることは困難。

地方連	要望内容		考え方
空知 (深川)	相続税・贈与税の特例農地等を土地収用該当事業で譲渡する場合は、猶予期限確定に伴う利子税を免除すること。 本人の意思に関係ないにも拘らず課税となるのはいかがか?	× 要望しない。	土地収用事業等で譲渡する場合、譲渡益に対し 5,000 万円の特別控除があり、通常の農地価格よりも高額で取引されることから、既に優遇を受けている状況にあり、更なる優遇措置を求めるることは困難ではないか? ※ 通常3倍から5倍で取引されると、普通に農地を売却した場合よりも相当の収入があること。納税をしても、なお、所得が通常の場合よりあることから考えると、要望は難しい。
石狩	譲渡所得税の特別控除額の大幅な引き上げ	× 今回は要望できない	2,000 万円控除が創設されたが、まだ、施行されていない、2,000 万円控除の実績もない状況の中で、更なる控除額の引き上げ要求は難しい。 そのため、今後の動きの中での判断となり、当面は要望項目から除外する。
	登録免許税と不動産取得税の軽減措置の継続と控除額の引き上げ	△ 一部反映する	継続について要望を行う。
石狩 (千歳)	①利用集積計画の際の登録免許税・不動産取得税の軽減措置の恒久化 ②軽油取引税の課税免除の特例措置の恒久化 ③準備金の延長・適用拡大	○ 要望する	
	消費税の引き上げの中止 生産資材が高騰する中で、適正に消費税を転嫁できなければ、農業経営に大きな影響を与える	× 要望できない	生産者が不利とならないように、外税方式となるよう別途要望している。 消費税制度としては、現行の内税方式であっても、転嫁は適正におこなえる状況にあり、制度としては、破たんしていない。 そのため、当該理由では、要望は難しい。
後志	譲渡所得税の特別控除額の引き上げ 800 万円 ⇒ 2,000 万円	× 今回は要望できない	2,000 万円控除が創設され、まだ、施行されていない状況にあり、2,000 万円控除の実績もない状況の中で、更なる控除額の引き上げを言える状況にない。 そのため、本年度・来年度については、要望は難しい。
	登録免許税と不動産取得税の特例措置の恒久化	○ 反映する	恒久化について要望を行う。
	消費税の課税基準の期上げ 1,000 万円の課税売上高の引き上げ	× 要望しない	消費税の税負担者は本来消費者であり、消費者が代金と併せて支払った消費税を預かり消費税として、各業者が支払う仕組みとなっている。 そのため、北海道農業会議では、内税方式により一部の農産物が消費者ではなく、農業者が負担している状況を改善するため、外税方式への転換を要望している。

地方連	要望内容	考え方	
後志	新規就農者への特別減税 税制上の控除額が少なく、各種税の負担額が大きくなるため、就農後5年以内において特別減税を講じるよう要望する。	○ 要望する	
	米の消費税の取扱い 内税 ⇒ 外税	○ 要望する	
日高 (様似)	適用期限の到来する特例措置の延長	○ 要望する	
渡島 (木古内)	農業経営基盤強化準備金の特例措置の継続	○ 要望する	
	農用地を取得した場合の課税の特例措置の継続	○ 要望する	
	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の継続	○ 要望する	
檜山	2,000万円控除に関する要件の緩和	△ 一部反映する	要件の詳細が現在示されていない状況の中で、要件緩和の要望は不可能。 違う表現で要望を行う。
	離農後ただちに譲渡した場合と長期保有した場合における譲渡所得税の特別控除額に差を	✗ 今回は要望しない	控除税額の引き上げと連動することから、保留し、今年度は要望しない。
上川 (下川)	農業経営基盤強化準備金及び農地を取得した場合の課税の特例の延長	○ 要望する	
	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長	○ 要望する	
	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の延長	○ 要望する	
胆振	譲渡所得税の特別控除額の引き上げ	✗ 今回は要望できない	2,000万円控除が創設されたが、まだ、施行されていなく、2,000万円控除の実績もない状況の中で、更なる控除額の引き上げ要求は難しい。 そのため、今後の動きの中での判断となり、当面は要望項目から除外する。
オホーツク	譲渡所得税の特別控除額の引き上げ 800万円 ⇒ 1,600万円 1,500万円 ⇒ 3,000万円	✗ 今回は要望できない	2,000万円控除が創設されたが、まだ、施行されていなく、2,000万円控除の実績もない状況の中で、更なる控除額の引き上げ要求は難しい。 そのため、今後の動きの中での判断となり、当面は要望項目から除外する。

地方連	要望内容	考え方	
オホーツク	2,000万円控除 活用しやすい制度設計に	○ 反映済み	5月の要望で反映済み。
	農業経営基盤強化準備金制度の恒久化 親子間における準備金の引き継ぎ	○ 反映する	制度の延長を基本に要望する。
	農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予制度 法人への貸借の特例	✗ 要望しない	特定貸付で対応可能なため、要望は難しい。
	農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予制度 3条・利用集積による貸借の場合の要件緩和 年数要件の撤廃	○ 反映する	年数要件の撤廃は制度設計上困難であるが、年数要件の緩和については、要望する。
	軽油取引税の課税免除の恒久化	○ 要望する	
オホーツク (北見)	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、中古農業用機械、フォクリフト、トラック、タイヤショベル、土地改良事業全般も対象資産とすること。 所有している機械の関係上、中古でないと対応しないケースがある。	○ 要望する。	※ 土地改良事業全般については、要望理由等の精査が必要であることから、今回は見送りする。
	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の延長	○ 要望する。	
	H27の相続税の基礎控除額の引き下げにより、農地を手放さなければ納税できなくなる者も出てきていることから、農地の分散防止のために対応を求める。	○ 要望しない。	実際の畠の相続税評価額が2万円/10a前後であることから想定すると、畠作の経営面積を40haとした場合の相続税評価額は、800万円と相続税の基礎控除額内で十分に収まることとなる。 また、今年度から、事業用資産の贈与税の納税猶予制度が創設されていることから、農業用資産の相続税は、計画的に対応することができれば、ほぼ無税となる。 農地を手放す理由と農業用資産の相続税の関連について十分な説明がつかない状況では要望に入れることは困難。

地方連	要望内容	考え方	
十勝	譲渡所得税の特別控除額の引き上げ	×	2,000万円控除が創設されたが、まだ、施行されていない、2,000万円控除の実績もない状況の中で、更なる控除額の引き上げ要求は難しい。 そのため、今後の動きの中での判断となり、当面は要望項目から除外する。
	非農家所有農地の固定資産税の引き上げ 所有権移転対策	△ 見送りする	遊休農地については、検討の余地があると思われるが、農業利用がされている農地については、農業者が貸借している農地とのすみわけをどう理論づけるかが困難と思われる。 そのため、見送りする。
十勝 (陸別)	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 特別措置の継続	○ 要望する	
釧路	離農後ただちに譲渡した場合と長期保有した場合における譲渡所得税の特別控除額に差を	×	控除税額の引き上げと連動することから、保留し、今年度は要望しない。
	譲渡所得税の特別控除額の引き上げ	×	2,000万円控除が創設されたが、まだ、施行されていない、2,000万円控除の実績もない状況の中で、更なる控除額の引き上げ要求は難しい。 そのため、今後の動きの中での判断となり、当面は要望項目から除外する。
根室	農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予制度 収用交換等に確定した場合における猶予期限の一部確定に伴う利子税の免除	×	収用交換により面積が減じた場合においては、譲渡所得税の特別控除として5,000万円まで控除されることから、更なる税の優遇措置について要望することは困難。
	事業承継税制の納税猶予の特例 要件の緩和	×	事業承継税制については、まだ、施行されていない状況にあり、詳細も不明であることから、要望できない。
	離農後ただちに譲渡した場合と長期保有した場合における譲渡所得税の特別控除額に差を	×	控除税額の引き上げと連動することから、保留し、今年度は要望しない。
	農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予制度 農業者年金の受給に関わらず後継者へ貸し付ける場合への対応	×	特定貸付制度で対応が可能
	農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予制度 受贈者が構成員となる農地所有適格法人への貸付け	×	特定貸付制度で対応が可能

地方連	要望内容		考え方
根室	農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予制度において受贈者が後継者に対し更なる生前一括贈与を行うことへの対応 後継者に農地の所有権を持たせることによる意欲の増進	△ 現段階において必要性の判断がつかない。 営農することに支障があるとは言えない状況。	<p>主旨は理解できる。 しかし、これを行った場合に、受贈者に課せられていた制約の全てが消失してしまう。 生前一括贈与制度においては、受贈者が農業経営を継続することが前提条件となっている。 これまでの特例措置（特定貸付等）においては、受贈者が経営を継続しているとみなすという考え方で制度設計がされている。 所有権移転の特例を認めた場合、これまでの経営継続とみなすと言う考え方で作られてきた特例措置の全てに影響が出る。</p> <p>後継者への贈与額を、元々の贈与額にこれまでの利子税分を加算した額を加えて再贈与の額とする形での要望とする可能性は理論的にあるかもしれない。 しかし、生前一括贈与制度は、相続時に相続税に切り替える制度であること踏まえると、元所有者（祖父母）に対する相続人は、受贈者であって、後継者ではない。 そのため、後継者に所有権がある中で、所有権を持たない受贈者が相続税を納税するのはおかしい状況となる。</p> <p>※ 本来は、元所有者⇒受贈者で一回目の相続税、受贈者から子で2回目の相続税となるが、この要望で行くと、1回目の相続税が発生しなくなり、税の特例としては、理論的にも破たんしてしまう。</p>
	譲渡所得税の特別控除額の引き上げ	✗ 今回は要望しない	2,000万円控除が創設され、まだ、施行されていない状況にあり、2,000万円控除の実績もない状況の中で、更なる控除額の引き上げを言える状況はない。 そのため、本年度・来年度については、要望できない。

令和 2 年度農業関係税制改正に関する要望(案)

令和 元年 6月 21 日
一般社団法人 北海道農業会議
代表理事長 多田正光

我が国の食料自給率の向上をはじめとした『食料・農業・農村基本計画』の目標達成を目指し、持続可能な力強い農業経営の実現を図るためにには、生産性の高い農業構造を確立するとともに、農業者の努力のみでは解決できない税制上の問題を解決していくことが肝要である。

平成 31 年度税制改正においては、農地の譲渡所得税の特別控除制度の新設や、個人版経営継承税制の新設など一定の農業税制対策は講じられているが、更なる力強い農業構造を実現するため、令和 2 年度農業関係税制改正にあたり、下記の事項の実現を要望する。

記

1 登録免許税・不動産取得税の軽減にかかる軽減措置の恒久化と拡充

農用地利用集積計画により農業振興地域内の農用地等を取得した場合における登録免許税等の税率の軽減措置を恒久化するとともに、対象となる土地に、農業用施設用地を追加すること。

《国税関係：登録免許税》
《地方税関係：不動産取得税》

2 贈与税納税猶予制度における特定貸付の要件緩和

65歳未満の受贈者の特定貸付の特例にかかる適用期間（贈与税の申告書の提出期限から特定貸付を行った日までの期間）について、10年に引き下げるこ。

《国税関係：贈与税》

3 農業経営基盤強化準備金制度の恒久化と適用拡大

青色申告を行う認定農業者が農業経営の規模拡大、農業用の建物・機械等に要する費用の準備金として経営所得安定対策等の交付金を積み立てる農業経営基盤強化準備金制度を恒久化すること。

《国税関係：所得税》

農業経営基盤強化準備金については、担い手の経営安定を目的とした制度であることを踏まえ、現在対象となっていない酪農・畜産・果樹・野菜などの経営においても適用対象とすること。

《国税関係：所得税》

農業経営基盤強化準備金の積立期間について、農地中間管理事業の特例事業における貸付期間と農業経営基盤強化資金の据置期間を考慮し、最長10年とすること。

《国税関係：所得税》

農業経営基盤強化準備金について、認定農業者である後継者に経営移譲した場合は、親から後継者へ準備金の引き継ぎが可能となるようにすること。

《国税関係：所得税》

農業経営基盤強化準備金について、所有しているトラクター等に適合する作業機を導入する場合、規格の変更により、中古の作業機でしか対応できないケースがある。効率的な農業機械の投資や過剰な投資を抑制する観点から、中古の農業用機械等も対等資産とすること。

《国税関係：所得税》

4 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減

農地中間管理機構が農地中間管理事業の特例事業において、農用地等を取得した場合における所有権移転登記の登録免許税の特例措置を恒久化すること。

《国税関係：登録免許税》

5 農地中間管理権の取得に係る固定資産税の特例措置

新たに農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を1/2に軽減する措置については、軽減割合を増大するとともに、本特例措置について恒久化すること。

《地方税関係：固定資産財・都市計画税》

6 地域の核となる農地所有適格法人への支援

農地の効率的利用と地域維持の観点から設立される地域の核となるような農地所有適格法人について、経営の早期安定化のため、設立から一定期間、法人税及び不動産取得税・固定資産税の軽減など税制面の優遇措置を講ずること。

また、法人設立に伴う農業用施設・機械等の農業用資産の法人への譲渡に当たり、譲渡所得税・消費税の軽減など税制面の優遇措置を講じること。

《国税・地方税関係：法人税、譲渡所得税、消費税》

7 新規就農者の育成・確保

農外からの新規参入者の就農促進と経営の早期安定のため、就農後の一定期間について、所得税や不動産取得税・固定資産税の軽減など税制面の優遇措置を講ずること。

《国税関係：所得税等》

8 消費税の取扱いについて

本道の農業者の太宗が消費税の課税事業者である。

政府管掌作物の農産物価格の取扱いが内税方式とされていることから、消費税の適正な転嫁計算が可能となるよう外税方式を適用すること。

《国税・地方税関係：消費税》

9 農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化

農林漁業用 A 重油に対する特例措置については、今日の農業経営において、農業用機械における農業経営は、必要不可欠となっていることから、本特例措置について恒久化すること。

《国税関係：石油石炭税》

10 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例制度を恒久化すること。

《国税関係：所得税、法人税、地方税関係》

11 鳥獣による被害の防止のため、狩猟税の減免対象となる者を拡大すること。

《地方税関係：狩猟税》

12 概算取得費

農地の売却を行う際に、取得費が不明な場合に用いる概算取得費について、租税特別措置法第 31 条の 4 の規定により 5/100 とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し生産力の向上や、優良農地として維持・保全のための基盤整備などの投資を行うことから、概算取得費以上の経費を要している状況にある。

また、こうした優良農地については、次世代の担い手へ適切に所有権移転を行い、限られた資源である農地を有効活用する必要があることから、租税特別措置法第 30 条に規定される山林と同等の 50/100 の概算取得費控除の対象とすること。

《国税関係：概算取得費》